

## 人権高等弁務官 記者会見での発言

2019/09/04

### 国連人権高等弁務官事務所

バチレ人権高等弁務官が記者会見を行った。冒頭の内容は以下のとおり。高等弁務官就任から1年間、多くの政府・市民団体などと有意義な会話をし、世界各地の国々を訪問し同僚の現地での活動を直接見る事ができた。世界の一部での人権侵害が国際的な影響をもたらしている。武力紛争、危険な状況、政治的抑圧、気候変動の危機、経済的・社会的・文化的権利の保護の失敗から逃れるために多くの人々が自国を離れ、ヘイトスピーチ、人種主義・外国人排斥の発言がインターネットやSNSで拡大している。他方、主権や国境が人権問題の提起・対処の妨げにされ、国際社会は国内問題に介入しないよう警告を受けている。全ての政府に対して、こうした危機的な人権問題に対して協調した多国主義的な方法で取り組むよう求めたい。また、国内レベルでは、信頼の構築、困難な問題の解決、混乱と紛争の防止のために包括的で有意義な対話をする必要性を改めて強調したい。

## 移住労働者権利委員会 締約国と非公式会合

2019/09/04

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会では、移住労働者権利条約締約国との非公式の会合が行われ、移住に関するグローバルコンパクト、国連の財政問題、一般的意見5号(移住者の恣意的抑圧からの自由・保護)の草案などが討議された。委員長は、条約機関議長会議で事務総長は条約機関の重要性を強調したと述べた。副委員長は、労働移住の問題は地域レベルで対処されているが、移住労働者権利条約がこの問題の指針となりうるものであり、移住労働者と家族の保護に関する最低限の義務と人権に基づく政策策定の枠組みを規定していると述べた。別の副委員長は、移住は女性が直面する困難を伴うものであり、政府や地域機関は人権に基づくジェンダーの側面を組み入れた移住メカニズムを構築する必要があると述べた。委員会の報告者は、移住者の抑留が増加傾向にあることを指摘し、一般的意見5号は移住者を抑留から保護する政府の責任について規定することになると述べた。

## 人権理事会開催の予定

2019/09/04

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 42 会期が 9 月 9～27 日に開催される。この会期では、25 の人権専門家・グループ・機関から提出される 90 を超える報告書、事務総長と人権高等弁務官の報告書などが検討される。各国の人権状況では、ミャンマー、ニカラグア、イエメン、南スーダン、シリア、ブルンジ、ウクライナ、リビア、カンボジア、ソマリア、スーダン、中央アフリカ、ジョージア、コンゴ民主共和国などが取り上げられる。また、開発の権利、先住民族の権利、現代的形態の奴隷制、傭兵の利用、安全な飲み水と衛生、危険廃棄物、強制・非自発的失踪、信用・正義・補償・人権侵害再発防止、高齢者の人権、民主的・公平な国際秩序、一方的強制措置と人権、恣意的抑留、国連への協力者に対する脅迫・報復、人権理事会の活動におけるジェンダーの側面などについて各専門家らと討議が行われる。さらに、14 カ国の普遍的定期審査の最終文書が検討・採択される予定である。

## 子どもの権利委員会開催の予定

2019/09/06

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会が9月9～27日に開催される。この会期では、オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モザンビーク、ポルトガル、韓国の子どもの権利状況の審査が行われる。加えて、子どもの売買に関する選択議定書に基づきジョージアの状況、武力紛争における子どもに関する選択議定書に基づきジョージアとパナマの状況の審査も行われる。また、子どもの権利条約30周年を記念して、子どもの権利に関する各国の誓約の一般展示、「子どもの権利30年-我々の現状と希望」と題するイベントが行われる。今会期のハッシュタグは#CRC82、30周年のハッシュタグは#childrights、#CRC30、会期の模様はウェブ中継される予定である(<http://webtv.un.org/live>)。子どもの権利委員会は18名の委員から成り、子どもの権利条約、子どもの売買・売買春・ポルノ、武力紛争における子どもの関与、個人通報に関する3つの選択議定書の各国の遵守を監視する機関である。

## 人権理事会 現代的奴隷制に関する専門家が発言

2019/09/09

国連人権高等弁務官事務所

現代的形態の奴隷制に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。世界では4,000万人以上が奴隷状態にある。そのうち4人に1人が子どもであり、60%以上が民間分野で労働を強制され、98%の女性と子どもが性暴力を受けている。環境悪化、移住、人口の変動の結果、搾取され奴隷状態に置かれる人々は増加傾向にある。ますます多くの人々が強制労働、隷属的な結婚、子ども婚に陥る中、我々は傍観しては行かない。政府と企業は奴隷制を終わらせるために今すぐに行動しなければならない。奴隷制は公衆衛生費用の増加、生産性や収入の損失、環境の悪化につながり、経済的にも利益がない。奴隷制反対の努力は組織的・科学的・戦略的・持続的・賢明なものでなければならない。政府と企業はさらなる資源を投じ、公共政策を採択・実施することにより、奴隷制の中止のために断固たる行動をとらなければならない。

## 人権理事会 危険物に関する人権専門家が報告書を提示

2019/09/09

国連人権高等弁務官事務所

危険物・廃棄物に関する特別報告者が人権理事会に報告書を提示した。この報告書には、危険物質ばく露による労働者の搾取中止のための15の原則が含まれており、政府と企業に対して、労働者を職場内・周囲の有毒物質から守り、被害者を救済するよう求めている。ILOによれば、毎年世界では270万人以上の労働者が危険・不健康な労働条件のために死亡し、そのうちの80%以上が職業病であり、少なくとも半数が有毒化学物質・殺虫剤・放射物質その他の危険物質が原因であるという。特別報告者は、多くの労働者が健康か収入か選択せざるを得ない状況におかれ、多くが知識や同意のないまま有毒物質にさらされており、最も危険な状況にあるのは移住労働者・一時的労働者・非正規労働者ととも貧困者・子ども・女性であると指摘している。そして全ての人々が職場の危険物質から保護されなければならないと強調している。

## 子どもの権利委員会第 82 会期開幕

2019/09/09

### 国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 82 会期が開幕した。9 月 27 日まで開催される今会期では、子どもの権利条約に基づくオーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モザンビーク、韓国、ポルトガルの報告書、子どもの売買・売買春・ポルノに関する選択議定書に基づくジョージアの報告書、武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書に基づくジョージアとパナマの報告書が審査される。開会にあたり挨拶した人権高等弁務官事務所の代表は、「Friday For Future」(未来のための金曜日運動 [気候の危機を訴える子どもの学校ストライキ])に毎週多くの子どもが参加し、生活し成長する世界をより良くするために意見があることを示していることに触れ、子どもは国連が活動している全てにとって不可欠の対象であり、子どもの意見に耳を傾けるためにさらに努力すべきであると述べた。この他、国際移住機関、ユニセフ、ILO の代表などが発言した。

## 対外債務と人権に関する専門家の報告書公表

2019/09/10

国連人権高等弁務官事務所

10月に国連総会に提出予定の、対外債務と人権に関する独立専門家の報告書が公表された。内容は以下のとおり。IMFなどの国際金融機関により強いられる緊縮策は人権侵害の原因となっている。緊縮策は国の債務の返済を軽減するのではなく、利子の負担を増加させ、しばしば食料助成金・基本的公的サービスの削減を招き、給料や住居・インフラ・保健・教育への社会的投資にも悪影響を与える。特に景気後退時の緊縮策は人権保障義務と相反する。国が子どもの死亡、失業、栄養不良の増加を犠牲とした債務完済を強制されるのは避けるべきであると国際人権法は規定している。国際金融機関は人権侵害となる経済改革に関し責任がある。今年3月に人権理事会で採択された「人権に対する影響-経済改革政策の評価に関する指導原則」の第5部では、国際金融機関の役割と責任が取り上げられている。この指導原則は現在とこれからの経済改革の指針となりうるものである。

## 人権理事会 強制失踪作業部会が発言

2019/09/11

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪作業部会の議長が人権理事会に年次報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。世界の国々は強制失踪から目をそらさず防止のために直ちに行動すべきである。作業部会として目撃したことを人権理事会と国際社会全体に警告することが我々の責任である。世界的に人権状況が悪化する傾向にあるが、強制失踪の増加がこうした状況を一層明白にしている。各国政府が領域外での誘拐、真実・正義・補償において消極的な法律・措置の適用、家族や市民社会組織に対する報復行為を行うことが増えている。また、多くの国がテロ対策において、強制失踪や隔離拘禁を奨励する法規定を適用することなどによって、ますます強制失踪を正当化している。国際社会が沈黙し行動しないことは、こうした事態を正常とみなしている可能性がある。これは明らかな国際人権法違反であり、大いに危惧すべきことである。

## 移住労働者権利委員会第 31 会期閉幕

2019/09/11

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会第 31 会期が閉幕した。この会期では、移住労働者権利条約の実施状況に関するアルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コロンビアの報告書が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、条約締約国との会合が 9 月 4 日に開かれ、さらに移住者の人権に関する特別報告者との会合も行われた。加えて、条約と移住に関するグローバルコンパクトの比較分析も行われた。閉会の挨拶をした委員長は、移住労働者権利条約は国連の人権条約の中で最新の発効となるが、重大な困難に日々直面している多くの移住者の保護にとって、この委員会の任務が不可欠であることが毎回の会期で明白になっていると述べた。最後に、委員会に協力する国連機関と市民社会に感謝の意が示された。第 32 会期は 2020 年 4 月に開催される。

## 強制失踪作業部会開催の予定

2019/09/13

### 国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪に関する作業部会第 119 会期が 9 月 16～20 日に開催される。この会期では 36 カ国に関わる 530 以上のケースが検討される。作業部会は失踪者の家族、政府代表、市民社会組織その他の関係者と会合をもつ。また、強制失踪の効果的捜査の基準・政策、非政府主体による強制失踪など、多くの問題も討議される。加えて、2019～20 年の各国訪問計画などの内部事項・今後の活動、強制失踪からの全ての人々の保護に関する宣言の実施における障壁について受理している申立ても検討される予定である。会合は非公開で行われる。強制失踪作業部会は、失踪者の安否と所在を確認する家族を支援する目的で 1980 年に旧人権委員会により設立された。家族と関係国政府との橋渡し役となり、個別のケースの捜査が確実に行われることを目指している。現在の委員はカナダ(議長)、韓国(副議長)、モロッコ、アルゼンチン、リトアニア出身の 5 名である。

## 5つの人権条約機関が気候行動に関する共同声明

2019/09/17

国連人権高等弁務官事務所

来週開催される気候行動サミットを前に、女性差別撤廃委員会、社会権規約委員会、移住労働者権利委員会、子どもの権利委員会、障害者権利委員会が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。5つの人権条約上、各国政府には気候危機に緊急に対処することにより、人権を保護する法的義務がある。気候変動がもたらす予見可能な人権侵害を防止する措置を怠ることは、人権義務の違反となりうる。全ての国に対して、気候行動サミットで気候に関する取組みを見直す際には人権義務を考慮するよう求める。気候変動は生命・食糧・住居・健康・水などの権利や文化的権利を脅かし、政府は一層の気温上昇による人権の危機に国民と将来の世代をさらしている。我々委員会は、人権条約で保護される権利への気候変動の影響を引き続き監視し、気候変動の緩和・適応と法的義務遵守について各国政府に指導していく所存である。

## 人権専門家が化石燃料への依存中止を求める共同声明

2019/09/17

国連人権高等弁務官事務所

9月23日の気候行動サミットに先立ち、環境、食糧、安全な飲み水・衛生、先住民族、開発、心身の健康、極度の貧困、超法規的処刑に関する8人の特別報告者と、人権と多国籍企業に関する作業部会メンバーが共同声明を発表した。内容は以下のとおり。石炭・石油・ガスの燃焼が温室効果ガスの大部分を発生させており、地球規模の気候危機を引き起こしている。気候変動枠組条約採択から27年を経てもなお、化石燃料が世界のエネルギー源の81%を占めている。1990年以降、世界のエネルギー消費量は57%増加し、石炭・石油・天然ガスの消費量はそれぞれ68%・36%・82%増加している。化石燃料を新たなエネルギーに置き換えることによって、エネルギーの備蓄と効率性はこれまでになく経済的機会を生み出すはずである。その際には石炭・石油・ガス産業の労働者の再訓練や教育の機会など正当な移行を確保するための措置も必要である。

## 人権高等弁務官事務所とアフリカ人権委員会が協力協定

2019/09/17

### 国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官事務所とアフリカ人権委員会(ACHPR)が、共通の関心分野での協力・協働に関する覚書に署名した。今回の合意は、人権高等弁務官事務所とアフリカ連合委員会との合意(2010年2月)、同事務所とアフリカ人権裁判所との合意(今年2月)を補完するものである。具体的な協力内容は以下のとおり。(1)人権規範・基準、国際・地域の人権に関する判決、国際・地域機関の活動における意見・経験を交換する、(2)制度的人権能力構築、関心が共通するテーマ・地域での協働を促進する、(3)国際的・地域的な判決・基準・指針の発展に関する研究・寄与など、国際人権機関とACHPRとの合同活動を支援する、(4)それぞれの現地調査委員会の活動に他方の経験を生かす、(5)人権侵害の早期警戒・防止のために、アフリカ連合の平和安全保障委員会、国連の安保理・総会・人権理事会とともに国別・テーマ別の問題に共同で取り組む。

## 人権理事会 報復に関する事務総長の報告書提示

2019/09/19

国連人権高等弁務官事務所

報復に関する事務総長の第9回報告書が人権理事会に提示された。報告書には、国連に協力した市民社会・活動家・人権侵害被害者に対する報復としての抑留・刑罰・虐待・拷問などの申立てが記されている。付属書には、報復に関与した48の国名が挙げられている。報告書を説明した事務次長補は、ヘイトスピーチ・いじめ・組織的中傷のためにオンラインが利用される傾向があり、報復や自己検閲の一部は報復との関連で行われていることも新たな問題であると述べた。さらに、一般的傾向として、国の安全やテロ対策が、国連へのアクセスを妨害する根拠にされていることに懸念を示した。事務次長補は、国連は申立手続の改善や対応策の強化など、組織全体で取組みの強化を続ける所存であるが、各国政府は自身の活動・行動に責任をもち、報復が生じたときは救済しなければならないと強調した。

## 障害者権利委員会第 22 会期閉幕

2019/09/20

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 22 会期が閉幕した。今会期ではアルバニア、ミャンマー、エクアドル、インド、ギリシャ、クウェート、イラク、エルサルバドル、オーストラリアの報告書が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、個人通報は 6 件が審査され、これまでで最多の件数となった。閉会にあたり発言した国際障害連盟の代表は、今会期の 9 カ国との対話で法的能力の剥奪の問題が取り上げられていたことに注目し、法的能力を認めることは、婚姻、投票、治療への同意など幅広い権利享受の前提であると強調した。また、委員会が他の人権条約機関と協力することは国連人権制度の強化、共通の先例の発展に繋がり、これは障害者の権利の主流化に不可欠なことであると述べた。さらに、障害者に大きな影響をもたらす気候変動と人権について、他の 4 つの人権条約機関と共同声明に署名したことを称賛した。第 23 会期は 2020 年 3 月 9～27 日に開催される。

## ヘイトスピーチに関する公開書簡

2019/09/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の 22 人の特別手続担当者と 2 つの作業部会が共同の公開書簡を発表した。内容は以下のとおり。憎悪メッセージの増加と公人が移住者などを人間として扱わないことを懸念する。各国政府に対して、寛容政策を採用・促進するよう求める。従来のメディアとソーシャルメディアは、ヘイトスピーチや憎悪・暴力の扇動にプラットフォームを提供することのないよう相当な注意を払うべきである。様々な政治体制で主流化しているヘイトスピーチは、攻撃を扇動し社会的・人種的緊張を高め、世界中で悲惨な結果をもたらし、民主的価値、社会の安定、平和を脅かしている。憎悪に満ちた考えや主張は、国民の会話の混乱、社会の骨格の弱体化を招く。公人には、移住者などに対する国民の恐怖を拡大させないよう求める。同時に、正当な反対意見を批判する目的で、ヘイトスピーチの語が乱用されていることを懸念しており、あらためて表現の自由の重要性を強調したい。

## 人権理事会 アフリカ系の人々に関する作業部会が発言

2019/09/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会に、アフリカ系の人々に関する作業部会議長が年次報告書を提示した。報告書には「人種的正義のためのデータ」が含まれ、組織的人種主義と人種的格差への対処などが記されている。会合では作業部会議長が発言した。内容は以下のとおり。不和を生じさせる発言とアフリカ系の人々の周縁化が、暴力・不寛容・偏見を促している。彼らが直面する人種主義・人種差別・排斥と闘うことが今なお不可欠であり、国際社会は迅速・断固とした行動をとらなければならない。各国がアフリカ系の国民に関する細分類されたデータの収集を始めていることを称賛する。細分類されたデータの作成・分析は、彼らの平等と人権に関する政策の優先順位を知るために不可欠である。国連加盟国は、ソーシャルメディアのプラットフォームなどが歴史的偏見を強化したり、人種的偏見のある政策・実行を反映したデータを肯定することがないよう必要な措置をとるべきである。

## 子どもの売買・買売春・ポルノ根絶に関する新指針

2019/09/26

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会が、締約国による子どもの売買・買売春・ポルノ選択議定書の実施を支援するための指針を公表した。指針は特に、インターネットやソーシャルメディアなどのデジタル技術のために世界中の子どもが直面している新たな脅威に焦点を当てている。インターネット・アクセスが前例のないレベルで拡大するなか、国内だけでなく国境を越えて子どもが性的搾取・売買される危険は驚くべき速さで増大している。指針は、選択議定書の規定のより深い理解を促し、良い前例とこれまでの課題に基づいた実際的な解決策を提示している。また、子どもの性的搾取防止のために民間セクターが果たす役割、民間による性的搾取防止行動を確保する政府の義務が規定されている。さらに、子どもの売買、買売春・ポルノ目的の性的搾取の防止・禁止、加害者の不処罰防止措置、被害を受けた子どもの支援・リハビリ措置も規定されている。

## 子どもの権利委員会 気候変動に関する子どものキャンペーンを歓迎

2019/09/27

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会委員長が声明を発表した。内容は以下のとおり。気候変動に関する子どものキャンペーンを歓迎する。子どもは意見を聴取され考慮される法的権利を有する。子どもは地球の未来を自身が直面する主な問題の一つと捉えている。すでに汚染、干ばつその他の自然災害、健康危機、生態系の衰退から悪影響を受けている子どもが、これらの問題に積極的に関与することを歓迎する。子どもの権利委員会は、子どもが他の全ての人々とともに懸念している問題に、人権活動家として積極的・有意義に関与することを歓迎する。子どもの権利条約 12 条は、子どもは気候変動に関する対話の中心に置かれ、意見を聴取され考慮されなければならないと規定している。今日の様々な決定事項の受益者として、子どもは中心的役割を果たす存在である。条約はまた、子どもの表現の自由を認めており、子どもの口頭・文書による表現の威嚇・乱用は許されない。

## 安全な中絶の国際デーに向けて共同声明

2019/09/27

国連人権高等弁務官事務所

9月28日の安全な中絶の国際デーに向けて、女性に対する暴力、健康の権利、超法規的処刑に関する3名の特別報告者と女性差別作業部会議長が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。毎年推定2,500万人の女性が危険な中絶を受けており、その多くは発展途上国で行われている。その結果、約22,000人が死亡、700万人が身体に損傷を負ったり不妊となっている。対照的に、手頃で効果的な家族計画措置が整い、希望すれば中絶を受ける権利が認められている国々では、中絶率は極めて低い。また、非常に多くの国々で中絶は未だに犯罪とされおり、合法とされている国であっても手術を受けることは難しい。国際法上、各国には、女性・少女の健康・安全・生命を危険にさらす法律を廃止し、妊娠を中断する女性に刑法を適用し罰することを慎む義務がある。各国政府は全ての女性・少女に合法・安全・手頃な中絶と中絶後ケアへのアクセスを保障すべきである。

## 人権理事会第 42 会期閉幕

2019/09/27

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 42 会期が閉幕した。会期中には、30 のテーマ、40 カ国に関する 110 を超える報告書が提示され、37 の決議、議長声明、14 カ国の普遍的定期審査結果文書が採択された。今会期では初めて社会保障の権利が議題となり、変化する労働の世界における社会保障の権利に関するパネルディスカッションが行われた。また、人権教育世界計画第 4 段階(2020～2024)に関する行動計画が採択された。主な今後の予定として、次会期に第 4 回世界女性会議の 25 周年を記念して、北京綱領・行動計画の実施等に関するハイレベル・パネルディスカッションが行われることになった。さらに、来年 6 月の会期の技術協力・能力構築の強化に関するパネルディスカッションのテーマは、女性受刑者・加害者を含む受刑者の人権維持-マンデラ・ルールとバンコク・ルールの実施における技術協力・能力構築の強化となった。次会期は 2020 年 2 月 24 日～3 月 20 日に開催される。

## 子どもの権利委員会第 82 会期閉幕

2019/09/27

### 国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 82 会期が閉幕した。今会期では、子どもの権利条約に関するオーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モザンビーク、ポルトガル、韓国の報告書、子どもの売買等選択議定書に関するジョージアの報告書、子どもと武力紛争選択議定書に関するジョージアとパナマの報告書が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、条約 30 周年を記念するイベントとして、各国の誓約の展示、子どもの人権に関する人権活動家や若者の人権活動家等が参加した半日討議も行われた。個人通報は、スペインに対する 2 件、デンマークに対する 3 件が審理された。第 83 会期は 2020 年 1 月 13～31 日に開催され、オーストラリア、ベラルーシ、クック諸島、コスタリカ、ハンガリー、ミクロネシア、ルワンダ、パレスチ、ツバルの報告書が審査される予定である。

## 社会権規約委員会第 66 会期開幕

2019/09/30

### 国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 66 会期が開幕した。今会期ではデンマーク、エクアドル、イスラエル、セネガル、スロバキア、スイスの報告書の審査が行われる。開会にあたり人権高等弁務官事務所の代表が挨拶を行った。内容は以下のとおり。気候変動と「誰一人取り残さない」誓約に関する委員会の声明は、持続可能な開発と環境に対する世界の誓約の実現には人権尊重が不可欠であることを国際社会に想起させるものである。条約機関制度 2020 レビューにおいて重大な問題になるのは国連の現在の財政危機である。今年後半の条約機関の会期開催の取り消しは、条約機関・人権高等弁務官・事務総長の協調した対応のおかげで乗り越えられたが、資金繰りの危機は変わらず、来年以降の状況は不安定である。社会権規約委員会に対しては、各国に簡易報告手続の利用可能性を示し、質問票を自由権規約委員会と調整できる国について検討してもらいたい。

## 強制失踪委員会第 17 会期開幕

2019/09/30

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 17 会期が開幕した。今会期では、ボリビアとスロバキアの強制失踪条約の実施状況が審査される。非公開の会合では、個人通報や緊急行動の要請が検討され、今年 4 月に採択された失踪者捜索のための指導原則の普及・実施に関わる事項が討議される。公開の会合はウェブ中継される (<http://webtv.un.org/>)。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、失踪者捜索のための指導原則は、コロンビアやメキシコで当局の日常活動で活用されており、アルゼンチンでは他国の裁判所に DNA テストの協力を要請する判決の中で言及されたことを紹介した。また、人権高等弁務官事務所は強制失踪の問題と委員会の活動を重視していることを強調した。しかし、強制失踪条約の批准が進まないことが懸念されるとし、ドミニカとノルウェーの批准により条約締約国は 62 カ国になったことは喜ばしいが、普遍的批准の目標には程遠いと述べた。

## 国際高齢者デーに向けて声明

2019/09/30

国連人権高等弁務官事務所

10月1日の国際高齢者デーに向けて、高齢者の人権享受に関する独立専門家が声明を発表した。内容は以下のとおり。高齢者は、女性・子ども・障がい者・移住者・難民とは異なり、具体的な普遍的人権文書によって保護されていない。高齢者の具体的な保護のニーズに配慮した法的規定は目下存在しない。法的文書が存在しないために、世界的政策の枠組みでも高齢者が直面する具体的課題への配慮が欠如しているのかもしれない。55歳以上の人口が約20億人に倍増する人口革命の真ただ中において、緊急行動が求められており、我々が高齢者の権利のために立ち上がる必要がある。各国政府には高齢者の人権を促進・保護する義務がある。将来の世代が高齢者になった時に、社会の価値ある貢献者と見なされるよう確保する責務が我々にはある。今権力のある地位に就く若い人々もいずれ高齢者になることを認識し、高齢者の現実を変え、若者が望む将来を作るべきである。